

## ＜医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の概要＞

※国の実施要綱（案）を基に作成したものです

名称	支援対象	支援内容（概要）	申請受付						
診療所等物価支援 給付金	①診療所（医科・歯科） ②薬局  ※保険医療を実施していない医療機関等は対象外となります	【有床診療所（14床以上）】許可病床数×1.3万円 【有床診療所（13床以下）】1施設あたり17万円 【無床診療所】1施設あたり17万円 【保険薬局】所属する同一グループ内の保険薬局数により異なる ア 1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む、以下同じ） 1施設×8.5万円 イ 6店舗以上19店舗以下 1施設×7.5万円 ウ 20店舗以上 1施設×5万円	令和8年4月 (予定)						
診療所等賃上げ支 援補助金	①令和8年3月1日時点で厚生局ベースアップ評価料の届出を行う次の施設 • 診療所（医科・歯科） • 訪問看護ステーション  ②令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出を行う薬局（※1）  ③現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出を行う施設（※1）	所定の要件に従い職員の賃金改善を行った場合を交付（※2） 【有床診療所（3床以上）】許可病床数×7.2万円 【有床診療所（2床以下）】1施設あたり15万円 【無床診療所】1施設あたり15万円 【訪問看護ステーション】1施設あたり22.8万円 【保険薬局】所属する同一グループ内の保険薬局数により異なる ア 1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む、以下同じ） 1施設×14.5万円 イ 6店舗以上19店舗以下 1施設×10.5万円 ウ 20店舗以上 1施設×7万円 例) ■賃金改善の方法 令和7年12月～令和8年5月までの間の賃金改善に充当します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">賃金改善の方法</td> <td style="padding: 2px;">考え方</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ベースアップ</td> <td style="padding: 2px;">令和7年12月から令和8年5月までの間実施</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">一時金・特別手当</td> <td style="padding: 2px;">直ちにベースアップが困難な場合は令和8年3月までに最大4ヶ月分を支給</td> </tr> </table>	賃金改善の方法	考え方	ベースアップ	令和7年12月から令和8年5月までの間実施	一時金・特別手当	直ちにベースアップが困難な場合は令和8年3月までに最大4ヶ月分を支給	令和8年度 (予定)
賃金改善の方法	考え方								
ベースアップ	令和7年12月から令和8年5月までの間実施								
一時金・特別手当	直ちにベースアップが困難な場合は令和8年3月までに最大4ヶ月分を支給								
	補助対象外	(1) 対象医療機関等の管理者 (2) 対象医療機関等を開設する法人の理事長 対象医療機関等を運営する個人事業主 (3) 薬局の開設者							

※1 医師と事務職員のみの診療所や薬局など、現在の制度上、ベースアップ評価料の届出ができない施設については、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることで支援対象となります。

令和8年度診療報酬改定の内容については、現在検討中であるため、診療所の事務職員や、薬局の勤務薬剤師等が評価料の対象とならないこともあります。その場合、本支援事業の支援対象が変更となる可能性があります。

※2 賃上げの実績を御報告いただくことが前提となります。その結果、補助要件を満たさなかった場合は、補助金の返還等を行っていただきます。